

ID: 1007

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	変更の許可		
例規名 根拠条項	新潟県風致地区条例施行規則 第5条		
例規番号	昭和45年 新潟県規則第51号		
<p><b>【根拠条文】</b> (許可事項の変更)</p> <p>第5条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書(別記第8号様式)に、第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面のうち変更に係るものを添えて知事に提出し、その許可を得なければならない。ただし、変更しようとする行為が条例第2条第2項に該当する場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b></p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日